

2020年3月12日
株式会社日本政策金融公庫

新型コロナウイルス感染症に関する融資制度の拡充について

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）は、「新型コロナウイルス感染症対策本部」による「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）」の発表に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者の皆さま向けに融資制度を以下のとおり拡充し、令和2年3月17日より取扱いを開始します。

主な制度拡充内容（3月17日取扱い開始）

【取扱事業：国民生活事業（国民）、中小企業事業（中小）】

（1）「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の創設（国民・中小）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況の悪化を来している方を対象として、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を創設

（2）「マル経融資（小規模事業者経営改善資金）」および「生活衛生改善貸付」の拡充（国民）

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者を対象として、「マル経融資（小規模事業者経営改善資金）」等の融資限度額の引上げや利率の引下げ等の措置を実施

（注）令和2年1月29日以降に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」等を経由してご利用いただいているお取引についても、要件を満たす場合は遡及適用が可能です。

日本公庫は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として迅速かつきめ細かな対応を行ってまいります。

○新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要

ご利用いただける方	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化を来している方であって、次の（１）又は（２）のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方</p> <p>（１）最近１カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して５％以上減少している方</p> <p>（２）業歴３カ月以上１年１カ月未満の場合は、最近１カ月の売上高が次のいずれかと比較して５％以上減少している方</p> <p>① 過去３カ月（最近１カ月を含みます。）の平均売上高</p> <p>② 令和元年１２月の売上高</p> <p>③ 令和元年１０月から１２月の平均売上高</p>		
お使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金		
融資限度額 (いずれも別枠)	国民生活事業	6,000万円	
	中小企業事業	3億円	
ご返済期間 (うち据置期間)	設備資金 20年以内（5年以内） 運転資金 15年以内（5年以内）		
利率（年） (注１)	国民生活事業	3,000万円以内の部分 (注２)	当初３年間：基準利率－0.9% ３年経過後：基準利率
		3,000万円を超える部分	基準利率
	中小企業事業	1億円以内の部分 (注２)	当初３年間：基準利率－0.9% ３年経過後：基準利率
		1億円を超える部分	基準利率
担保	無担保		

(注１) 基準利率は、災害発生時の融資制度に適用される利率（融資期間に応じた所定の利率）が適用されます。主な貸付利率は日本公庫HPをご覧ください。

(注２) 一部の対象者については、基準利率－0.9%の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給が実施され、当初３年間が実質無利子となる予定です。

○マル経融資（小規模事業者経営改善資金）および生活衛生改善貸付の拡充の概要（国民生活事業）

	通常部分	拡充部分
融資対象者	<p>【マル経融資（小規模事業者経営改善資金）】 商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている小規模事業者であって、商工会議所等の長の推薦を受けた方</p> <p>【生活衛生改善貸付】 生活衛生関係の事業を営んでおり、生活衛生同業組合等の実施する経営指導を受けている小規模事業者であって、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方</p>	左記に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により直近１カ月の売上が前年または前々年の同期と比較して５％以上減少している方
お使いみち	設備資金および運転資金	
融資限度額	2,000万円	別枠 1,000万円
ご返済期間 (うち据置期間)	設備資金 10年以内（2年以内） 運転資金 7年以内（1年以内）	設備資金 10年以内（4年以内） 運転資金 7年以内（3年以内）
利率（年）	特別利率 F	当初３年間：特別利率 F－0.9% ３年経過後：特別利率 F

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」のお申込時にご提出いただく書類 【国民生活事業】

個人・法人共通	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 借入申込書<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書【はじめてご利用いただく方】<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> ご商売の概要（お客さまの自己申告書） (創業計画書をご提出いただいた場合、提出は不要です。)<input type="checkbox"/> 創業計画書 (事業を開始して間もない方)
個人営業の方	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 最近2期分の申告決算書 (申告されている方)
法人営業の方	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 最近2期分の確定申告書・決算書 (勘定科目明細書を含みます。)<input type="checkbox"/> 法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本 (はじめてご利用いただく方)

※資金をお急ぎの方で、書類のご準備に時間を要する方は、お申込時にご相談ください。

※設備資金をお申込の場合は、見積書をご提出ください。

※生活衛生関係の事業を営む方は次ページをご覧ください。

【生活衛生関係の事業を営む方】

個人・法人共通	<input type="checkbox"/> 借入申込書 <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書 【はじめてご利用いただく方】 <input type="checkbox"/> ご商売の概要（お客さまの自己申告書） （創業計画書をご提出いただいた場合、提出は不要です。） <input type="checkbox"/> 創業計画書 （事業を開始して間もない方）	
個人営業の方	<input type="checkbox"/> 最近2期分の申告決算書（申告されている方）	
法人営業の方	<input type="checkbox"/> 最近2期分の確定申告書・決算書（勘定科目明細書を含みます。） <input type="checkbox"/> 法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本（はじめてご利用いただく方）	
その他	振興計画の認定を受けている 生活衛生同業組合の組合員の方	左記以外の方（注）
	生活衛生同業組合の長（組合の長から委任を受けた支部長および理事を含みます。）が発行する「振興事業に係る資金証明書」	都道府県知事の「推せん書」（お申込金額が500万円以下の場合には不要です。）

（注）組合員以外の方は、設備資金のみのお取扱いとなります。

※資金をお急ぎの方で、書類のご準備に時間を要する方は、お申込時にご相談ください。

※設備資金をお申込の場合は、見積書をご提出ください。

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」のお申込手続き 【国民生活事業】

1 お申込

- ・お申込に必要な書類をご提出いただきます。

2 ご面談

- ・資金のお使いみちや事業の状況などについてお話をお伺いします。
- ・ご準備いただく書類は、営業状況等が分かる書類などです。

3 ご融資

- ・ご融資が決まりますと、借用証書など、ご契約に必要な書類をお送りいたします。
- ・ご契約手続きが完了しますと、ご融資金をご希望の金融機関の口座へ送金いたします。

※現在、特別利子補給制度が政府において検討されており、一定の要件を満たす方については、利子補給を受けることで、3,000万円を上限に当初3年間は実質的に無利子でご利用いただけます。利子補給金の請求にかかる具体的な手続きにつきましては、詳細が公表されるまで、今しばらくお待ちください。

※審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。